

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律第 35 条及び第 41 条に基づく認定に係る
技術的審査業務規程

2018 年 4 月 1 日制定
2021 年 4 月 1 日改定
2022 年 10 月 1 日改定
2023 年 10 月 1 日改定
2024 年 4 月 1 日改定

(一財) 秋田県建築住宅センター

【目次】

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条及び 第 41 条に基づく認定に係る技術的審査業務規程-----	2
第 1 章 総則	
第 2 章 性能向上計画認定に係る技術的審査の業務の実施方法	
第 1 節 依頼手続き	
第 2 節 技術的審査の実施方法	
第 3 章 認定表示に係る技術的審査の業務の実施方法	
第 1 節 依頼手続き	
第 2 節 技術的審査の実施方法	
第 4 章 技術的審査料金	
第 5 章 審査員	
第 6 章 技術的審査の業務に関する公正の確保及び適正性の確保	
第 7 章 雑則	
別表 1 「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証交付番号の付番方法」	
別表 2 「建築物のエネルギー消費性能に係る適合証交付番号の付番方法」	
別表 3 「法 35 条又は第 41 条に基づく認定に係る技術的審査料金」	
別記様式-----	13
別紙 「建築物エネルギー消費性能向上計画・建築物のエネルギー消費性能の 認定等に係る技術的審査業務約款」 -----	28

**建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条
又は第 41 条に基づく認定に係る技術的審査業務規程**

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この技術的審査業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人秋田県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 項に基づく認定（以下「性能向上計画認定」という。）及び第 41 条第 2 項に基づく認定（以下「認定表示」という。）に係る、それぞれの認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第 2 条 技術的審査は、性能向上計画認定及び認定表示に係る基準への適合性について、公正かつ適確に実施しなければならない。

(技術的審査の実施センターの原則)

第 3 条 技術的審査を実施できる機関は次のとおりとする。

- (1) 審査対象が住宅の場合は、登録住宅性能評価機関が技術的審査を実施する。
- (2) 審査対象が非住宅の場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的審査を実施する。
- (3) 審査対象が住宅及び非住宅を含む複合建築物（以下「複合建築物」という。）の場合は、住宅部分は登録住宅性能評価機関が、非住宅部分は登録建築物エネルギー消費性能判定機関により技術的審査を実施する。

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第 4 条 技術的審査を行う時間・休日、事務所の所在地、業務区域、建築物の用途に応じた業務範囲等は次による。

- (1) 審査対象が住宅の場合は、センターの評価業務規程による。
- (2) 審査対象が非住宅の場合は、センターの建築物省エネ法判定業務規程による。
- (3) 審査対象が複合建築物の場合は、住宅部分においてはセンターの評価業務規程、非住宅部分はセンターの建築物省エネ法判定業務規程による。

第 2 章 性能向上計画認定に係る技術的審査の業務の実施方法

第 1 節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第 5 条 所管行政庁に認定申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「代理者」という。）は、センターに対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を、正副 2 部提出しなければならない。

- (1) 別記様式 1 号の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。）第 23 条第 1 項で定める認定申請書（別記様式第三十三）
- (3) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等（規則第 23 条第 1 項の表に定める図書

その他センターが技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という。）

（適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼）

第6条 依頼者は、第11条に規定する適合証の交付を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合には、センターに変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者はセンターに対し、次の各号（センターにおいて直前の技術的審査を行っている場合にあっては、（3）を除く。）に掲げる図書を、正副2部提出しなければならない。

（1）別記様式3号の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る技術的審査依頼書

（2）技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの

（3）直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

2 他の機関から前項の適合証の交付を受けたものについては、新規の依頼とみなし前条の規定を適用する。

（技術的審査の依頼の受理及び契約）

第7条 センターは、第5条又は前条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理することとする。

（1）技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第4条の業務を行う区域内であること及び建築物の用途が、審査対象の建築物用途であること。

（2）技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。

（3）技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

（4）技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めることとする。

3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却することとする。

4 センターは、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者とセンターは別紙の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条及び第41条に基づく認定に係る技術的審査業務約款（以下「技術的審査業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとみなす。

5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記しなければならない。

（1）依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であるとセンターが認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加図書を双方合意の上定めた期日までにセンターに提出しなければならない旨の規定

（2）依頼者は、センターが性能向上計画認定に係る認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定

（3）別記様式2号の適合証の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、双方合意の上定めた期日までにセンターに変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとセンターが認める場合にあっては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定

（4）センターは、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定

（5）センターは、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定

（6）センターは、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を

請求することができる旨の規定

- (7) 依頼者が、その理由を明示の上、センターに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとセンターが認めるときは、センターは業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) センターは、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (9) センターは、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

- 第8条 依頼者は、第11条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合には、その旨を記載した取り下げ届（別記様式6号）をセンターに提出することとする。
- 2 前項により取り下げ届の提出を受けたセンターは、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却することとする。

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

- 第9条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査は、所管行政庁との契約に基づき行うこととする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

- 第10条 センターは、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第20条に定める審査員に技術的審査を実施させなければならない。
- 2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。
- (1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。
 - (2) 技術的審査を依頼された建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上計画認定に係る認定基準に適合しているかどうかを確認する。
 - (3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が性能向上計画認定に係る認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、依頼者に追加の書類等を求めて審査を行う。
- 3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めることとする。

(適合証の交付等)

- 第11条 センターは、前条の技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上計画認定に係る認定基準に適合すると認めるときは、別記様式2号（(第6条による依頼の場合は別記様式4号の適合証（変更））を依頼者に交付することとする。
- 2 前項の適合証の交付番号は別表1「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号を記載することとする。
- 3 センターは審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上計画認定に係る認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書（別記様式5号）を依頼者に交付することとする。

第3章 認定表示に係る技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

- 第12条 依頼者又は代理者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的

審査用提出図書」という。)を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式7号の建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査依頼書(以下「依頼書」という。)
- (2) 規則第30条第1項で定める認定申請書(様式第三十七)
- (3) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等(規則第30条第1項に定める図書(設計内容説明書を除く。))その他センターが技術的審査のために必要と認める図書(以下「技術的審査添付図書等」という。))

(適合証が交付された後に行う変更に係る技術的審査の依頼)

第13条 依頼者は、第18条に規定する適合証の交付を受けた建築物のエネルギー消費性能を変更する場合において、センターに変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者はセンターに対し、次の各号(当センターにおいて直前の技術的審査を行っている場合にあっては、(3)を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式9号の建築物のエネルギー消費性能の変更に係る技術的審査依頼書
- (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
- (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

2 他の機関から前項の適合証の交付を受けたものについては、新規の依頼とみなし前条の規定を適用する。

(技術的審査の依頼の受理及び契約)

第14条 センターは、第12条又は前条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第4条の業務を行う区域内であること及び建築物の用途が、審査対象の建築物用途であること。
- (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合は、その補正を求めるものとする。

3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却することとする。

4 センターは、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者とセンターは別紙技術的審査業務約款に基づき契約を締結したものとみなす。

5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記しなければならない。

- (1) 依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であるとセンターが認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までにセンターに提出しなければならない旨の規定
- (2) 依頼者は、センターが認定表示に係る認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 別記様式8号の適合証の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、双方合意の上定めた期日までにセンターに変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとセンターが認める場合にあっては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
- (4) センターは、業務期日を定める旨の規定
- (5) センターは、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定

- (6) センターは、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 依頼者が、その理由を明示の上、センターに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとセンターが認めるときは、センターは業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) センターは、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (9) センターは、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

第15条 依頼者は、第18条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届（別記様式12号）をセンターに提出する。

2 前項の場合においては、センターは、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却することとする。

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

第16条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行うものとする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

第17条 センターは、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第20条に定める審査員に技術的審査を実施させなければならない。

2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

(1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。

(2) 技術的審査を依頼された建築物のエネルギー消費性能が認定表示に係る認定基準に適合しているかどうかを確認する。

(3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が認定表示に係る認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めることとする。

(適合証の交付等)

第18条 センターは、前条の技術的審査の結果、依頼に係る建築物のエネルギー消費性能が認定表示に係る認定基準に適合すると認めたときは、別記様式8号（(第13条による依頼の場合は別記様式10号の適合証(変更))）を依頼者に交付することとする。

2 前項の適合証の交付番号は別表2「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号を記載することとする。

3 センターは前条の技術的審査の結果、依頼に係る建築物のエネルギー消費性能が認定表示に係る認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書（別記様式11号）を依頼者に交付することとする。

第4章 技術的審査料金

(技術的審査料金)

第19条 センターは、技術的審査の実施に関し、別表3に定める技術的審査料金を徴収することができる。

- 2 センターは、前項の技術的審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。
- 3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第5章 審査員

(審査員)

第20条 センターは、次に該当する者（以下「審査員」という。）に技術的審査を行わせなければならない。

(1) 住宅にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第13条に定める評価員（センターの職員以外に委嘱する評価員を含む。）で、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が実施する技術的審査に関する研修を受講し、機関が選任した者。

(2) 非住宅にあっては、法第50条に規定する適合性判定員で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、機関が選任した者。

(3) 住宅及び非住宅を含む複合建築物にあっては、住宅については第1号の審査員が行い、非住宅部分にあっては前号の者が行う。

2 第1項第1号に定める審査員の技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。

(秘密保持義務)

第21条 センターの役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第6章 技術的審査の業務に関する公正及び適正性の確保

(技術的審査の業務に関する公正の確保)

第22条 センターは、センターの役員又はその職員（審査員を含む。（以下本条において同じ））が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行うことができない。

2 センターは、センターの役員又はその職員が、技術的審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3 センターは、その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかで、かつセンターの役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないこととする。

(1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合

(2) 技術的審査の依頼に係る建築物について、前項第1号から第4号までのいずれかに掲げる業務を行った場合

4 技術的審査に係る業務の公正かつ適正性を確保するため、協会が必要と認めた場合に行う監査等に協力しなければならない。

第7章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

第23条 センターは、次の(1)から(8)までに掲げる事項を記載した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条に基づく認定に係る技術的審査業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存しなければならない。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる建築物の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第11条第1項(法律第41条の場合は第18条第1項)の適合証の交付番号
- (8) 前号の適合証の交付を行った年月日又は第11条第3項(法律第41条の場合は第18条第3項)の通知書の交付を行った年月日

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

第23条の2 センターは、次の(1)から(8)までに掲げる事項を記載した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条に基づく認定に係る技術的審査業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存しなければならない。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる建築物の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第18条第1項の適合証の交付番号
- (8) 第18条第1項の適合証の交付を行った年月日又は第11条第3項の通知書の交付を行った年月日

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第24条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第23条第1項の帳簿及び第23条の2第1項の帳簿 技術的審査の業務を廃止した日の属する年度から5事業年度
- (2) 第5条第1項、第12条第1項の技術的審査用提出図書(所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。)及び第11条第1項、第18条第1項の適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から5事業年度
- (3) センターが建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条及び第41条に基づく認定に係る審査業務の全部を廃止した場合において、廃止した業務を継承する機関がある場合は帳簿及び書類の保管を引き継ぐこととする。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第25条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあつては技術的審査のため特に必要ある場合を除き、技術的審査終了後は事務所内において施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び第2号に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第26条 依頼者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条及び第41条に基づく認定に係る技術的審査の依頼に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応しなければならない。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第27条 センターは、電子情報処理組織による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条及び第41条に基づく認定に係る依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第28条 センターは、公正な業務を実施するために国土交通省等から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条及び第41条に基づく認定に係る業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

(附則)

- 1 この技術的審査業務規程は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 この改定規定は、令和3年4月1日より施行する。
- 3 この改定規定は、令和4年10月1日より施行する。
- 4 この改定規定は、令和5年10月1日より施行する。ただし、この規程の施行の日前に、この規程の改正前の規定に基づき協会に登録された審査員については、この規程の施行の日後に、この規程の改正後の規定に基づき機関が選任した審査員とみなすことができる。
- 5 この改定規定は、令和6年4月1日より施行する。

別表 1

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、17桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○-○○-○○○○-○-○-○○○○○』

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号（005）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（032）
4桁目	1：登録住宅性能評価機関のみの業務を実施 2：登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施 3：登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施
5～6桁目	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
7～10桁目	適合証交付日の西暦
11桁目	1：新築 2：増築、改築、修繕、模様替 3：空気調和設備等の設置 4：空気調和設備等の改修
12桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等での建築物申請 3：(欠番) 4：住宅と非住宅の複合用途での建築物申請 5：(欠番) 6：単独用途の非住宅での建築物申請 7：複数用途の非住宅での建築物申請 8：一戸建ての住宅※ 9：共同住宅等※ A：非住宅※ B：複合建築物※ C：複合建築物の非住宅部分 D：複合建築物の住宅部分
13～17桁目	通し番号（12桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

※ 建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載された申請において申請対象建築物の建物用途を選択する。

注) 住宅と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、1～3桁目の付番は登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとし、5～6桁目の付番は、当該機関の事務所毎に付する番号とする。

別表 2

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○-○○-○○○○-○-○○○○○』

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1～3桁目 | 登録住宅性能評価機関番号（005）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（032） |
| 4桁目 | 1：登録住宅性能評価機関のみの業務を実施
2：登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施
3：登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施 |
| 5～6桁目 | 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 |
| 7～10桁目 | 適合証交付日の西暦 |
| 11桁目 | 1：一戸建ての住宅
2：共同住宅等での建築物申請
3：住戸と非住宅の複合用途での建築物申請
4：非住宅建築物 |
| 12～16桁目 | 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。） |

注）住戸と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、1～3桁目の付番は登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとし、5～6桁目の付番は、当該機関の事務所毎に付する番号とする。

別表 3

「法第 35 条又は第 41 条に基づく認定に係る技術的審査料金」(消費税を含む)

法 35 条に基づく認定に係る技術審査の手数料

1 一戸建て住宅

審査の区分	技術審査手数料			
	単独申請	a : 確認申請併願	b : 一次エネルギー審査併願	c : a と b の同時適用
通常審査 (仕様基準を含む)	¥37,400	¥31,900	¥22,000	¥16,500

2 共同住宅等 (長屋、併用住宅を含む)

住戸の総数	技術審査手数料			
	単独申請	a : 確認申請併願	b : 一次エネルギー審査併願	c : a と b の同時適用
5 戸未満	¥60,500	¥55,000	¥49,500	¥44,000
5 戸以上 15 戸未満	¥112,200	¥101,200	¥79,200	¥68,200
15 戸以上 45 戸未満	¥154,000	¥137,500	¥110,000	¥93,500
45 戸以上 90 戸未満	¥249,700	¥227,700	¥183,700	¥161,700
90 戸以上の場合	別途見積り			

3 非住宅建築物

モデル建物法を使用した場合

床面積	技術審査手数料		
	単独申請	a : 確認申請併願	b : 利用促進特例
300 m ² 未満	¥93,500	¥88,000	¥70,400
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	¥130,900	¥119,900	¥99,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	¥211,200	-	¥158,400
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	¥275,000	-	¥206,800
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	¥330,000	-	¥247,500
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	¥387,200	-	¥290,400
50,000 m ² 以上	別途見積り		

モデル建物法以外の方法を使用した場合

床面積	技術審査手数料		
	単独申請	a : 確認申請併願	b : 利用促進特例
300 m ² 未満	¥234,300	¥228,800	¥176,000
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	¥328,900	¥317,900	¥247,500
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	¥467,500	-	¥350,900
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	¥576,400	-	¥432,300
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	¥680,900	-	¥511,500
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	¥776,600	-	¥583,000
50,000 m ² 以上	別途見積り		

法 41 条に基づく認定に係る技術審査の手数料

一戸建て住宅、共同住宅等、非住宅建築物ともに、上記 1～3 に定める額を適用する。

留意事項

- 1 この表に定める額は、認定申請の際に添付する適合証の交付を受けるために必要な技術審査の手数料とする。
- 2 複合建築物（住宅＋非住宅）は、戸数と非住宅面積に応じ、2 及び 3 に定める額を合算して適用する。この場合において、非住宅部分の手数料は、単独申請時の手数料に 0.2 を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を減じた額とする。
- 3 法第 31 条 1 項の規定による計画の変更の認定手数料は、1～3 に定める額の 1/2 の額を適用する。ただし、全面的な計画変更等、あらためて審査が必要になる場合は、一旦、申請を取下げのうえ、新規の申請として取り扱うものとする。
- 4 「確認申請併願」とは、認定に係る技術審査に併せて、当該建築物の確認申請を行う場合に適用する。（引受可能な規模（延べ面積が 2,000 m²以下）や要件（構造計算適合性判定を要しないこと）に制約あり。）
- 5 「一次エネ審査併願」とは、認定に係る技術審査に併せて、当該建築物にかかる次のいずれかの申請を行う場合に適用します。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る設計住宅性能評価の申請（外皮性能基準の審査を伴うものに限る。）
 - (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に定める長期優良住宅建築等計画認定にかかる技術的審査の申請
 - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物新築等計画認定にかかる認定基準への適合性審査の申請
 - (4) 適合証明業務（フラット 35S）の申請
 - (5) 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)に基づく評価の申請（平成 30 年 4 月 1 日から業務開始予定）
- 6 「利用促進特例」とは、認定に係る技術審査に併せて、当該建築物にかかる次の業務を利用する場合に適用する。なお、制度上、確認申請と構造計算適合性判定の申請は同じ機関で審査することができないため、いずれかの適用になる。
 - (1) 建築基準法に基づく構造計算適合性判定の申請

【別記様式】

別記様式 1 号

「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書」

別記様式 2 号

「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査 適合証」

別記様式 3 号

「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る技術的審査依頼書」

別記様式 4 号

「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査 適合証（変更）」

別記様式 5 号

「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書」

別記様式 6 号

「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査 取り下げ届」

別記様式 7 号

「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査依頼書」

別記様式 8 号

「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査 適合証」

別記様式 9 号

「建築物のエネルギー消費性能の変更に係る技術的審査依頼書」

別記様式 10 号

「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査 適合証（変更）」

別記様式 11 号

「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査に適合しない旨の通知書」

別記様式 12 号

「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査 取り下げ届」

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長

年 月 日

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に定める性能向上計画認定に係る認定基準への適合性について、下記の建築物の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】

- 法第35条第1項第1号関係
 - 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
 - 一次エネルギー消費量に関する事項
- 法第35条第1項第2号関係（基本方針）
- 法第35条第1項第3号関係（資金計画）
- 法第35条第1項第4号関係（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）

【建築物の位置】

【建築物の名称】

【建築物の用途】 一戸建ての住宅 非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物

【建築物の工事種別】 新築 増築 改築 修繕又は模様替
 空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

【申請の対象とする範囲】 建築物全体
 建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）
 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の住宅部分

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】

※枠内センター記入

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者氏名	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査
適合証

依頼者の氏名又は名称 殿

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長 印

技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 5 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物
4. 建築物の工事種別 新築 増築 改築 修繕又は模様替
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
5. 申請の対象とする範囲 建築物全体
建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）
複合建築物の非住宅部分 複合建築物の住宅部分
6. 認定申請先の所管行政庁名
7. 技術的審査を依頼する認定基準
法第 3 5 条第 1 項第 1 号関係
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
一次エネルギー消費量に関する事項
法第 3 5 条第 1 項第 2 号関係（基本方針）
法第 3 5 条第 1 項第 3 号関係（資金計画）
法第 3 5 条第 1 項第 4 号関係（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る技術的審査依頼書

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長

年 月 日

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

下記の建築物について、技術的審査業務規程第 6 条に基づき、変更の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】

- 法第 35 条第 1 項第 1 号関係
- 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
- 一次エネルギー消費量に関する事項
- 法第 35 条第 1 項第 2 号関係（基本方針）
- 法第 35 条第 1 項第 3 号関係（資金計画）
- 法第 35 条第 1 項第 4 号関係（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）

【計画を変更する建築物の適合証】

1. 適合証交付番号 第 号
2. 適合証交付年月日
3. 適合証を交付した者
4. 変更の概要
5. 変更の対象となる認定申請書の申請日

※枠内センター記入

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者氏名	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査
適合証（変更）

依頼者の氏名又は名称 殿

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長 印

技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 5 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物
4. 建築物の工事種別 新築 増築 改築 修繕又は模様替
 空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
5. 申請の対象とする範囲 建築物全体
 建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）
 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の住宅部分
6. 認定申請先の所管行政庁名
7. 技術的審査を依頼する認定基準
 法第 3 5 条第 1 項第 1 号関係
 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
 一次エネルギー消費量に関する事項
 法第 3 5 条第 1 項第 2 号関係（基本方針）
 法第 3 5 条第 1 項第 3 号関係（資金計画）
 法第 3 5 条第 1 項第 4 号関係（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長 印

別添の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の建築物については、下記の理由により適合証を交付できませんので、技術的審査業務規程第 11 条第 3 項に基づき、通知書を交付します。

(理由)

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査
取り下げ届

年 月 日

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼につきまして、下記により技術的審査業務規程第 8 条第 1 項に基づき、依頼を取り下げます。

記

1. 依頼書提出日 : 年 月 日

2. 受付番号 :

3. 建築物の位置 :

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査依頼書

年 月 日

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 4 1 条第 2 項に定める認定表示に係る認定基準への適合性について、下記の建築物の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】

 法第 4 1 条関係

 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

 一次エネルギー消費量に関する事項

【建築物の位置】

【建築物の名称】

 一戸建ての住宅 非住宅建築物

 共同住宅等 複合建築物

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】

※枠内センター記入

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者氏名	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
3. 申請の別において一部の住戸の認定とする場合は、別紙に住戸番号を記載してください。

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査
適合証

依頼者の氏名又は名称 殿

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長 印

技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 4 1 条第 2 項の認定表示に係る認定基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物
共同住宅等 複合建築物
4. 認定申請先の所管行政庁名
5. 技術的審査を依頼する認定基準
法第 4 1 条関係
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
一次エネルギー消費量に関する事項

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

建築物のエネルギー消費性能の変更に係る技術的審査依頼書

年 月 日

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

下記の建築物について、技術的審査業務規程第 13 条に基づき、変更の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する建築物の適合証】

1. 適合証交付番号 第 号
2. 適合証交付年月日
3. 適合証を交付した者
4. 変更の概要
5. 変更の対象となる認定申請書の申請日

※枠内センター記入

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者氏名	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査
適合証（変更）

依頼者の氏名又は名称 殿

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長 印

技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 4 1 条第 2 項の認定表示に係る認定基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物
共同住宅等 複合建築物
4. 認定申請先の所管行政庁名
5. 技術的審査を依頼する認定基準
■法第 4 1 条関係
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
一次エネルギー消費量に関する事項

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長 印

別添の建築物エネルギー消費性能に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の建築物については、下記の理由により適合証を交付できませんので、技術的審査業務規程第18条第3項に基づき、通知書を交付します。

(理由)

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査
取り下げ届

年 月 日

一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査依頼につきまして、下記により技術的審査業務規程第 15 条第 1 項に基づき、依頼を取り下げます。

記

1. 依頼書提出日 : 年 月 日

2. 受付番号 :

3. 建築物の位置 :